

■業績を証明する書類の提出方法

全ての業績項目毎に資料の見出しが必要になります。業績を証明する書類の上に表紙として添付してください。

情報科学研究科学生用

業績の項目	本学の内外区分	該当評価項目	備考(提出方法等)
(1) 学位論文その他の研究論文	A	① 学位論文が特に優れている。	修士論文及び博士論文の概要(要旨等)を提出(修了予定者は全員提出すること)。
		② 独立行政法人日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得がある。	獲得が決定したことがわかる資料を提出。
		③ 北海道大学えるむ賞など学内での賞の受賞がある。	受賞した賞状の写し, 受賞が決定した旨の通知文書やメール等を提出。
		④ その他各研究科で認められた業績がある。	業績の内容を証明するものを提出。研究科長賞内定者は事務で確認するので提出不要。
	B	① 留学先での学位論文が特に優れている。	留学先で学位論文に代わる論文を書いた場合に論文の概要(要旨等)を提出。
		② 学会誌又は学術雑誌への論文掲載がある。	論文毎に資料の見出しを付けて, 自分の名前の部分にマーカーチェックを記して提出。筆頭著者でなくても構わない。国際学会のプロシーディング, 大学の紀要, 学会の研究報告, 条件付き採録の論文は不可。
		③ 学会賞又は学術賞への受賞がある。	国内会議, 支部会議を問わない。受賞した賞状の写し, 受賞が決定した旨の通知文書やメール等提出。
		④ 学会等での発表がある。	国内会議, 支部会議を問わない。学会発表毎に資料の見出しを付けて, いくつかの学会で発表したかわかる資料(プログラム等)及び発表した内容(論文)を提出。
			自分の名前の部分にマーカーチェックを記すこと。筆頭著者で実際に発表したもののみ可。発表予定のものは発表が確実な状況が確認できれば可。(指導教員の申立書等)
		⑤ その他各研究科で認められた業績がある。	業績の内容を証明するものを提出。
(2) 北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号)第22条第1項に規定する修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果	A	修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果がある。	修士論文に相当する研究業績があり, 研究科で認められた場合に提出可。
	B	修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果がある。	学外で, 修士論文に相当する研究業績があり, 研究科で認められた場合に提出可。
(3) 北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号)第22条第2項に規定する博士論文研究基礎力審査	A	博士論文研究基礎力審査に合格した。	提出不要。
	B	博士論文研究基礎力審査に合格した。	学外で, 博士論文研究基礎力審査に合格した場合に提出可。
(4) 著書, データベース, その他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)	A	著書, データベース, その他の著作物がある。	学内の教員との共著書でも可。著作物を提出。
	B	著書, データベース, その他の著作物がある。	学外の著者との共著か専門外の著書でも可。著作物を提出。
(5) 発明	A	発明がある。	学内の教員との共同申請も可。(申請段階でOK) 発明の内容がわかる資料, 自分の名前が明記された資料を提出。指導教員の申立書等あるとなお良い。
	B	発明がある。	学外の人との共同申請も可。(申請段階でOK) 発明の内容がわかる資料, 自分の名前が明記された資料を提出。指導教員の申立書等あるとなお良い。
(6) 授業科目の成績及び修業年限の短縮	A	① 専攻内での成績が上位4分の1以内である。	証明書については事務で作成するので提出不要。
		② 修得科目の成績がすべて「優」以上である。	
		③ 北海道大学大学院通則22条第1項ただし書若しくは第3項ただし書又は第23条ただし書に規定する修業年限の短縮が認められた。	
(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績	A	① リサーチ・アシスタント等による研究活動への貢献が顕著である。	辞令・在職証明書等を提出。経済的支援実施要項に基づく研究科RAはスーパーRAのみを対象。短期支援員は該当しない。
		② ティーチング・アシスタント及びティーチング・フェロー等による教育活動への貢献が顕著である。	辞令・在職証明書等を提出(発令回数毎ではなく, 業種毎に資料の見出しをつけること)。博士後期課程の学生は, ティーチング・フェローのみ対象(ティーチング・アシスタントの実績は提出不要)。留学生チューターは評価項目に該当するが, 短期支援員は該当しない。
		③ 科学研究費補助金等による研究活動への貢献がある。	提出不要。
	B	① リサーチ・アシスタント等への採用がある。	辞令・在職証明書等を提出。
		② 科学研究費補助金等による研究活動への貢献がある。	提出不要。
		③ 非常勤講師等, 教育活動への貢献がある。	学外でのTAは不可。辞令・在職証明書等を提出。
(8) 音楽, 演劇, 美術その他芸術の発表会における成績	B	教育研究活動の成果として, 音楽, 演劇, 美術その他芸術の発表会で優秀な成績を修めた。	教育研究活動に関連している場合のみ提出可。自身の研究と関連しない部活やサークル活動での成果は不可。
(9) スポーツの競技会における成績	B	教育研究活動の成果として, 専攻分野での国内外におけるスポーツの競技会で顕著な成績を修めた。	教育研究活動に関連している場合のみ提出可。自身の研究と関連しない部活やサークル活動での成果は不可。
(10) ボランティア活動その他の社会貢献活動	A	教育研究活動に関するボランティア活動が顕著である。	高校への出前講義, 高校生体験入学やオープンユニバーシティにおける主要な手伝いなど教育研究に関して貢献がある場合に提出可。研究室のHP管理等は専攻レベル以上の大きいもののみ可。活動内容(いつどこでどのような活動をしたか)及び指導教員等の申立書等を提出。自身の研究と関連しないもの, 専門性がないものは該当しない。
	B	専攻分野の特殊性を生かした顕著な社会貢献, 国際貢献がある。	学外で自身の研究と関連した貢献がある場合に提出可(専門性がある活動のみ対象)。活動内容(いつどこでどのような活動をしたか)及び指導教員等の申立書等を提出。

備考: 本学の内外区分欄中「A」とあるのは大学院における教育研究活動等に関する業績を, 「B」とあるのは専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績を表す。